

# 野々市市体育施設整備実施計画

## 概要版

令和4年3月

野々市市教育委員会

## 第1章 計画の策定にあたって

### (1) はじめに

本市では、平成23(2011)年度策定の「野々市市第一次総合計画」において、体育施設の集約化と複合化による活動拠点の整備に取り組むこととし、野々市中央公園(以下、中央公園)拡張計画に合わせて、市全体の体育施設整備について検討する方針を示した。

これに続いて、平成27(2015)年度には市内体育施設の在り方について検討する「野々市市体育施設整備基本計画」、中央公園の整備の方向性について検討する「野々市中央公園拡張計画基本構想」を策定し、中央公園の拡張に合わせて、新たな体育施設を整備する方針としている。

現在は、中央公園に隣接する区域で「健康・交流・防災」をテーマとした「野々市市西部中央土地区画整理事業」が進行しており、中央公園における体育施設の整備についても、このテーマに沿った整備を行う必要がある。

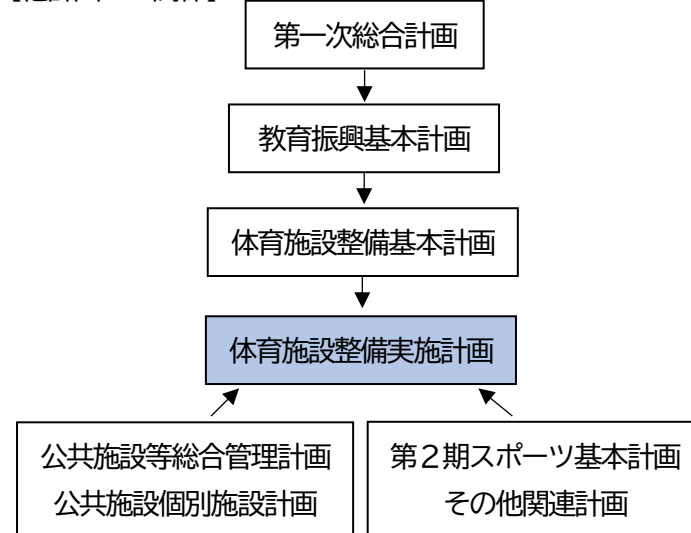
本計画においては、今後の施設整備の実施設計に的確につなげることを目的とし、中央公園拡張区域に新しく整備する施設の種類、規模、配置、概算工事費等を検討するとともに、既存体育施設の整備方針についても検討する。

### (2) 計画の位置づけ

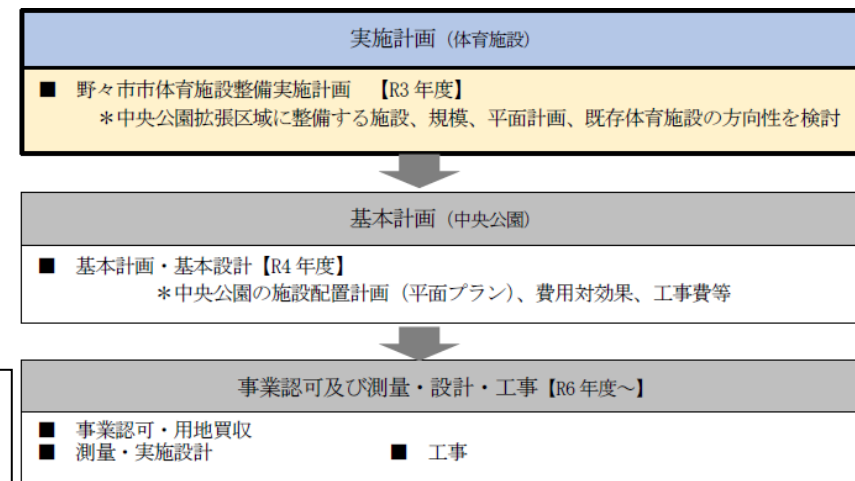
本計画は、「野々市市第一次総合計画」を最上位の計画とし、当該計画に基づく「第二次野々市市教育ユニバーサルプラン(教育振興基本計画)」の内容を踏まえる一方、「野々市市公共施設等総合管理計画」や「野々市市公共施設個別施設計画」における施設管理に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を取り入れるものとする。

また、本計画は、平成27(2015)年度に策定の「野々市市体育施設整備基本計画」、「野々市中央公園拡張計画基本構想」の内容を踏まえつつ、国の第2期スポーツ基本計画の考え方を取り入れ、市内体育施設の現状に応じた新たな整備方針を定めるものであり、次年度に策定予定の中央公園基本計画、そして今後の施設整備の実施設計に的確につなげるための計画である。

【他計画との関係】



【検討フロー】



### (3) 計画期間

本計画の期間は令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とし、本計画においては10年間に実施する体育施設整備の計画を示す。

## 第2章 現状と課題

本市には、14の市内体育施設をはじめ、一般市民にも開放された7つの小中学校の体育施設(運動場・体育館)及び31の民間スポーツ施設が立地している(令和3(2021)年7月1日時点)。

また、市内体育施設の年間利用者数や施設の課題は次のとおりとなっている。

施設名	利用者数(人)		施設の課題
	平成25(2013)年度	令和元(2019)年度	
市民体育館	75,649	80,773	・休日には利用者が殺到し、全ての利用者を受け入れることが困難となっている。 ・観客席が少なく、大会等の開催に不向きな施設となっている。 ・耐震性能が旧耐震基準となっている。
市民野球場	13,046	11,810	
市民野球場 雨天練習場	1,769	1,826	
相撲場	357	463	・利用者数、稼働率ともに非常に低い。 ・今後の利用の見込みがほとんどない。
野々市中央公園運動広場	12,622	11,420	
野々市中央公園 テニスコート	2,053	3,466	・年間3,000人から4,000人の利用者があり、平成25(2013)年度と比較すると大きく利用者が増加しており、全ての利用希望者を受け入れられないことがある。 ・市全体としてテニスコート数が少ない。
スポーツセンター	73,962	72,720	
武道館	8,855	14,413	
弓道場	5,895	3,806	
スポーツランド (プール)	51,783	62,919	
スポーツランド (さわやかホール)	16,540	14,444	
スポーツランド (テニスコート・ クラブハウス)	14,261	18,332	
押野中央公園運動広場	5,289	6,278	・グラウンドが狭く、各種スポーツの実施に不向きである。
健康広場	4,687	5,690	

### 第3章 既存施設の整備

既存体育施設については、建築から30～40年を経過したものが多くなっているが、公共施設個別施設計画においては、建物の構造に応じて60～80年の長期的な使用をめざすこととしており、国の補助及び起債借入制度を活用しながら、修繕や大規模改修を施して継続した使用を図る。

ただし、機能や利用者数の面で課題を抱える「市民体育館・相撲場・野々市中央公園テニスコート・押野中央公園運動広場」については、機能の更新や公園への用途変更など、今後の在り方を検討する施設とする。

#### 【改修スケジュール】

施設名	改修時期・改修内容（令和4（2022）～13（2031）年度）		
	令和4～7年度	令和8～10年度	令和11～13年度
市民体育館	空調設備工事 耐震補強工事	—	—
市民野球場	管理棟シール充填工事 バックネット支柱ケレン 塗装工事 バックネット改修工事 管理棟改修工事 スコアボード更新工事	照明改修工事	グラウンド整備工事
雨天練習場	屋根等修繕工事	—	—
相撲場	—	—	—
中央公園運動広場	照明改修工事	—	グラウンド整備工事
中央公園テニスコート	—	—	—
スポーツセンター	空調設備工事 屋根防水工事	—	—
武道館	—	—	—
弓道場	—	耐震補強工事 大規模改修工事	—
スポーツランド（プール）	25mプール用ろ過機ろ材 交換工事 吊り天井撤去工事 トップライト改修工事 照明改修工事	大規模改修工事 （外壁・内装建具・トイレ・ 屋外プール遊具・プールコー スライン補修・流水プール渡 橋改修）	—
スポーツランド（さわやかホール）	照明改修工事	—	大規模改修工事
スポーツランド（テニスコート） （クラブハウス）	照明改修工事	砂入り人工芝張替工事	クラブハウス改修工事
押野中央公園運動広場	—	—	—
健康広場	グラウンド整備工事	—	—

※社会情勢や財政状況等により、改修時期の見直しを図る場合がある。

#### 【既存施設整備の概算工事費】

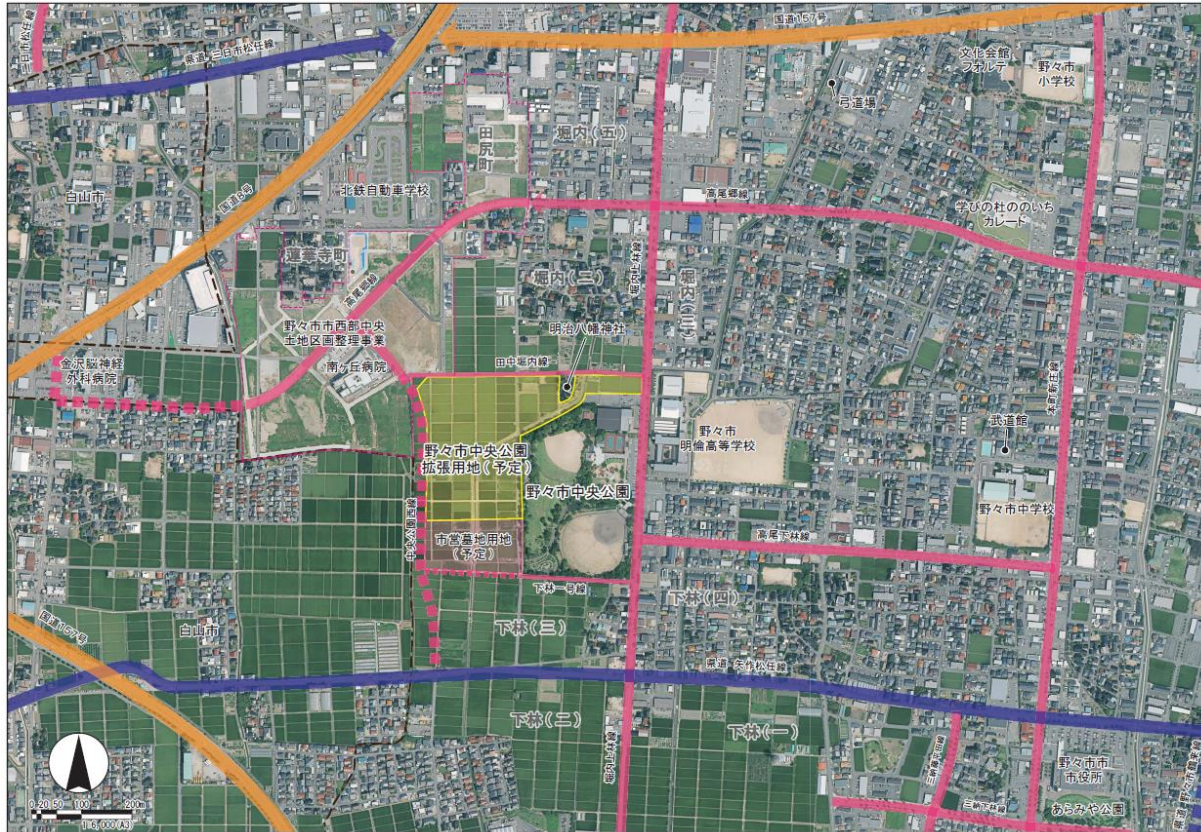
令和4（2022）年度から令和13（2031）年度の10年間に予定する工事費は約19億円となる。

施設名	工事名	面積 (㎡)	事業費 (百万円)	想定される補助及び 起債借入制度※	補助金及び交付 税措置想定額 (百万円)
市民体育館	耐震・改修工事実施設計	3,525	40	緊急防災・減災事業債	28
	空調設備工事		140	〃	98
	耐震補強工事		250	〃	175
市民野球場	修繕・改修工事実施設計	14,754	50	社会資本整備総合交付金	25
	バックネット改修工事		12	〃	6
	管理棟修繕・改修工事		41	〃	20.5
	スコアボード更新工事		61	〃	30.5
	ナイター照明改修工事		284	〃	142
	グラウンド整備工事		160	〃	80
市民野球場 （雨天練習場）	修繕工事実施設計	168	1	〃	0.5
	屋根等修繕工事		6	〃	3
中央公園運動広場	整備・改修工事実施設計	9,123	5	〃	2.5
	グラウンド整備工事		27	〃	13.5
	ナイター照明改修工事		29	〃	14.5
スポーツセンター	改修工事実施設計	3,830	15	緊急防災・減災事業債	11
	空調設備工事		140	〃	98
	屋根防水工事		38	公共施設等適正管理事業債	11
弓道場	耐震・改修工事実施設計	163	3	学校施設環境改善交付金	1
	耐震・改修工事		15	〃	5
スポーツランド （プール）	大規模改修工事実施設計	3,834	34	〃	11
	ろ過機ろ材交換工事		3	〃	1
	大規模改修工事		342	〃	114
スポーツランド （さわやかホール）	修繕・改修工事設計・管理業務	1,061	4	スポーツ振興くじ助成金	20
	照明改修工事		6	〃	
	大規模改修工事		32	〃	
スポーツランド （テニスコート） （クラブハウス）	改修工事実施設計	2,965	10	〃	20
	テニスコート照明改修工事		13	〃	
	テニスコート砂入り人工芝張替		80	〃	
	クラブハウス外壁改修工事		3	—	
健康広場	改修工事実施設計	16,713	2	スポーツ振興くじ助成金	15
	グラウンド整備工事		17	〃	
合計	—	—	1,863	—	946

※・学校施設環境改善交付金：交付割合1/3 ・社会資本整備総合交付金：交付割合1/2  
 ・スポーツ振興くじ助成金：2/3（最大2,000万円）  
 ・緊急防災・減災事業債：事業費の100%借入可能（元利償還金の70%を地方交付税措置）  
 ・公共施設等適正管理事業債：事業費の90%借入可能  
 （財政力に応じて元利償還金の30%～50%を地方交付税措置）

## 第4章 新体育施設の整備

現在は約6.7haの総合公園となっている野々市中央公園は、令和2（2020）年に本州で初めての“国際優秀つばき園”に認定されており、今後、西側に約7.0haの拡張を予定している。拡張区域には新たな体育施設を整備することとし、現在、中央公園に隣接する区域で「健康・交流・防災」をテーマに進められている「野々市市西部中央土地区画整理事業」と一体となった活用を図るため、当該土地区画整理事業と同様、新たな体育施設においても「健康・交流・防災」をテーマとした整備を行うものとする。



### 【整備コンセプト】

- ① 健康：年齢や障害の有無を問わず、誰もがスポーツに親しみ、心と体の健康づくりに資する施設
- ② 交流：スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域の活性化に資する施設
- ③ 防災：安全・安心なまちづくりに資する施設

### 【留意事項】

- ・公園内の動線に合った体育施設の配置
- ・市内の民間施設となるべく競合しない体育施設
- ・施設の相互利用について、他自治体と協議
- ・SDGsに配慮した施設整備



## 第5章 新体育施設の施設構成と機能

### 【整備する施設】

#### ① 屋内アリーナ

本市にはプロスポーツの試合や大規模な大会等を開催可能な「みるスポーツ」のための屋内施設がないことから、大会やイベントに活用可能な施設とし、次の機能を設ける。

メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットボールコート3面分程度の面積（約2,100㎡）</li> <li>・大規模な大会やイベント時には多くの観客が入場できるよう2,800席程度の観客席</li> <li>・2階にはランニングコース</li> <li>・スポーツ以外の用途にも利用可能とし、強度の高い床面</li> <li>・外部から直接物品の搬入が可能な搬入口</li> </ul>
サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットボールコート2面分程度の面積（約1,500㎡）</li> <li>・メインアリーナと同様の床面</li> </ul>
トレーニングルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者でも気軽に取り組むことのできる器具等も設置</li> </ul>
スタジオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卓球や軽体操のほか、スポーツ教室等にも使用可能</li> </ul>
選手控室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・映像を見ながらミーティング等を行うことのできる情報分析室としても使用</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央公園の限られたスペースを有効活用するため、立体駐車場を整備</li> <li>・立体駐車場から直接館内に入場可能な通路を設置</li> </ul>
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には避難所等として利用可能な設備</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室、審判室、役員室、更衣室、医務室、情報分析室、キッズスペース、授乳室、飲食スペース、事務室、販売スペース等</li> </ul>

#### ② 陸上競技場・サッカー場

本市に備えていない機能として、屋外スポーツゾーンには陸上競技場とサッカー場を整備する。

陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・400m、8レーンの全天候型トラック</li> <li>・幅跳びが可能な走路と砂場</li> </ul>
サッカー場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工芝のサッカーコート（大人用としては1面、子ども用としては2面のスペース）</li> </ul>
管理棟・観客席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室、更衣室、トイレ、防災倉庫等を設置し、2階部分は観客席</li> <li>・管理棟の屋根を活用し、雨天時にも走行可能な走路</li> </ul>

#### ③ 炊出スペース・バーベキュースペース

イベント時や災害時には炊出スペースとして使用可能な炊事スペースを設置し、平時はバーベキュースペースとして使用可能な施設とする。

#### ④ テニスコート

テニスコートは非常に多くの利用があり、すべての利用希望者の受入れが困難なことや、コート数が少なく、大会等の開催が難しい現状となっていることから、新たなテニスコートを整備する。

#### ⑤ 多目的コート

現在のテニスコートについては、床面を人工芝に変更し、フットサル等の各種スポーツや、公園利用者の休憩スペース等としても利用可能な屋根付きの多目的施設とする。

#### ⑥ 市民体育館

耐震補強、大規模改修を施した上で、屋内アリーナの完成後には、子どもが運動能力を養うことのできる施設としての用途変更を検討する。

## 第6章 新体育施設の整備計画

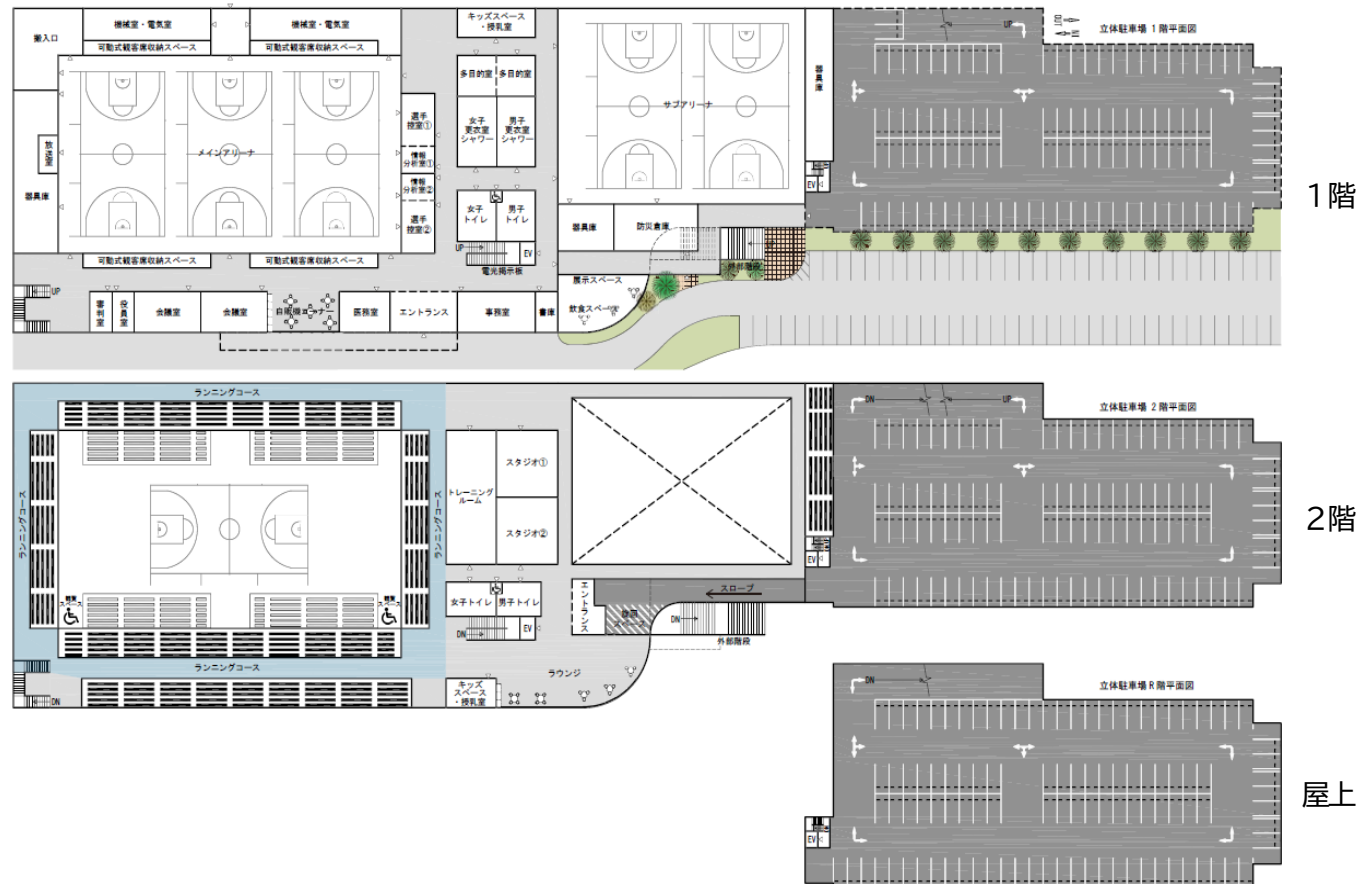
中央公園の既存区域にはテニスコートのほか、フットサル等の多目的な活動が可能な屋根付きの施設を整備するとともに、市民体育館は現在の場所で耐震化の上、主に子どもを対象とした運動能力を養うための施設への転用を検討する。

また、拡張区域については、北部に屋内アリーナ（立体駐車場）、中央部に陸上競技場、サッカー場、災害時には炊出スペースとしても使用可能なバーベキュースペースを配置する。

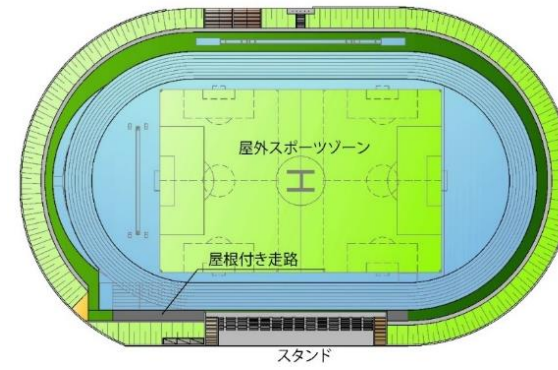
各施設の周囲には駐車場を配置し、利用者の利便性の向上に努める。



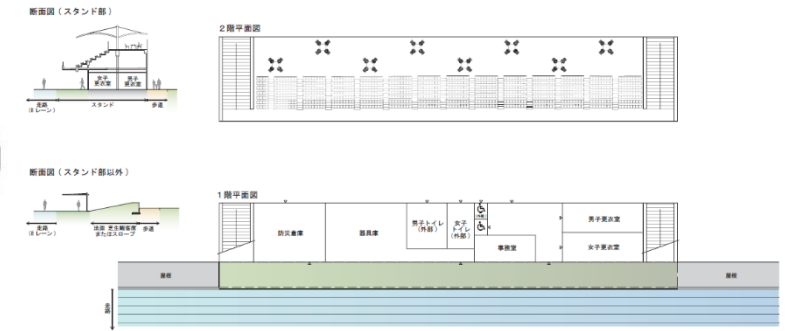
屋内アリーナ



陸上競技場・サッカー場



管理棟・観客席



### 【配慮すべき事項】

- ① スポーツ環境への配慮  
照明については、各種競技に必要な照度を確保するとともに、競技に影響が出ないよう、設置位置等に配慮する。また、アリーナは全館に空調設備（冷暖房設備）と換気設備を設置し、部屋別の稼働や温度調整が可能な設備とする。
- ② 障害者スポーツへの配慮  
アリーナにおいては段差の解消やエレベーターの設置、屋外施設においても段差の解消等、誰もが使いやすいユニバーサルデザインによる整備を行い、高齢者や障害者にも十分に配慮した施設とする。
- ③ 防災への配慮  
災害時には避難所等として使用することを想定し、バリアフリーで多くの人が集まることのできるスペースを確保する。  
また、災害時に使用可能な炊出スペースに加え、物資の保管スペースを十分に備えた施設とし、立体駐車場についても、物資や緊急車両の保管スペースとして利用可能な施設とする。  
さらには、災害時の使用を想定し、屋外に上下水道等のライフラインを整備する。
- ④ 環境への配慮  
国は2050年までに温室効果ガスの実質の排出量を全体としてゼロにする「脱炭素社会」の実現をめざしていることから、施設整備においては、LED照明、高効率空調機、太陽光発電、水力発電や蓄電池などにより、省エネ・創エネ・蓄エネを図り、カーボンニュートラルに配慮する。

### 【施設の整備スケジュール】

新たな体育施設の整備スケジュールは下表のとおりとする。

年度	内容
～令和5（2023）年度	PPP/PFI手法導入可能性調査実施
令和6（2024）年度～	用地買収・造成・実施設計
令和11（2029）年度～	建設着手

※社会情勢や財政状況、中央公園の整備・拡張の進捗状況により、整備時期の見直しを図る場合がある。

【新体育施設の概算工事費】

工事に係る総面積を約 85,000 m<sup>2</sup>と想定し、総工事費を約 70 億円と試算する。

区分		面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (百万円)	想定される 補助制度※	補助想定金額 (百万円)
市民体育館	(子どもの施設に用途変更する場合) 遊具設置費用	3,525	120	社会資本整備 総合交付金	60
屋内アリーナ	メインアリーナ	5,501	2,310	//	1,155
	サブアリーナ	2,189	420	//	210
屋外スポーツゾーン	インフィールド	7,140	220	//	110
	トラック	8,381	270	//	135
	屋根付き走路	168	60	//	30
	管理棟(観客席)	696	370	//	185
	ナイター照明		100	//	50
テニスコート		3,300	70	//	35
多目的コート		1,064	320	//	160
立体駐車場		2,805	350	—	—
駐輪場		140	20	社会資本整備 総合交付金	10
炊出・バーベキュースペース	炊出・バーベキュースペース (屋根付き)	33	20	//	10
	管理棟	30	10	//	5
	炊事場	21	10	//	5
	トイレ	32	10	//	5
水路工	開渠工	532	130	//	65
	暗渠工	480	140	//	70
公園及び駐車場		49,624	1,980	//	990
合計		85,661	6,930	-	3,290

※・社会資本整備総合交付金：交付割合1/2

## 第7章 事業手法

施設の整備にあたっては、民間の持つノウハウを効率的に取り入れ、より質の高い公共サービスを提供することが重要であり、公共施設マネジメントの観点から、今後はPPP/PFI手法※の導入について、導入可能性調査を実施し、事業の手法を決定する。

また、適正な駐車場管理の実施などを踏まえると、新たな体育施設だけでなく、中央公園全体についても一体的に管理することが効率的であると考えられることから、他の施設も併せて指定管理者に委託することについても検討する。

※PPP/PFI手法

公共施設の設計、建設。維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的なサービスの提供を図ること。  
本市においても「学びの杜のいち カレード」をはじめ、複数の施設で導入している。

## 第8章 新体育施設の整備にあたって

施設の供用開始後はスポーツチームの合宿や全国規模の大会等の実現に向けた取り組みの実施を検討すると同時に、大規模なイベント実施時には、駐車場が不足することも考えられるため、JR野々市駅や野々市市役所との輸送体制の構築を検討する必要がある。

また、施設の整備コンセプトの1つとしている「健康」の観点から、より有効的に施設を活用するため、近隣の病院や福祉施設との連携について検討する必要がある。